

第二管区海上保安本部公示第 2 7 号

水路業務法（昭和 2 5 年法律第 1 0 2 号）第 8 条の規定に基づき、水路測量の実施について、次のとおり公示する。

令和 5 年 9 月 5 日

第二管区海上保安本部長

山 戸 義 勝（公印省略）

1 水路測量を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所

青森河川国道事務所

青森県青森市中央三丁目 2 0 - 3 8

2 水路測量を実施する区域及び期間

イ 区 域 馬淵川河口（付図に示すとおり）

ロ 期 間 令和 5 年 9 月 1 3 日から

令和 5 年 1 1 月 3 0 日までの内 5 日間

3 水路測量の実施方法

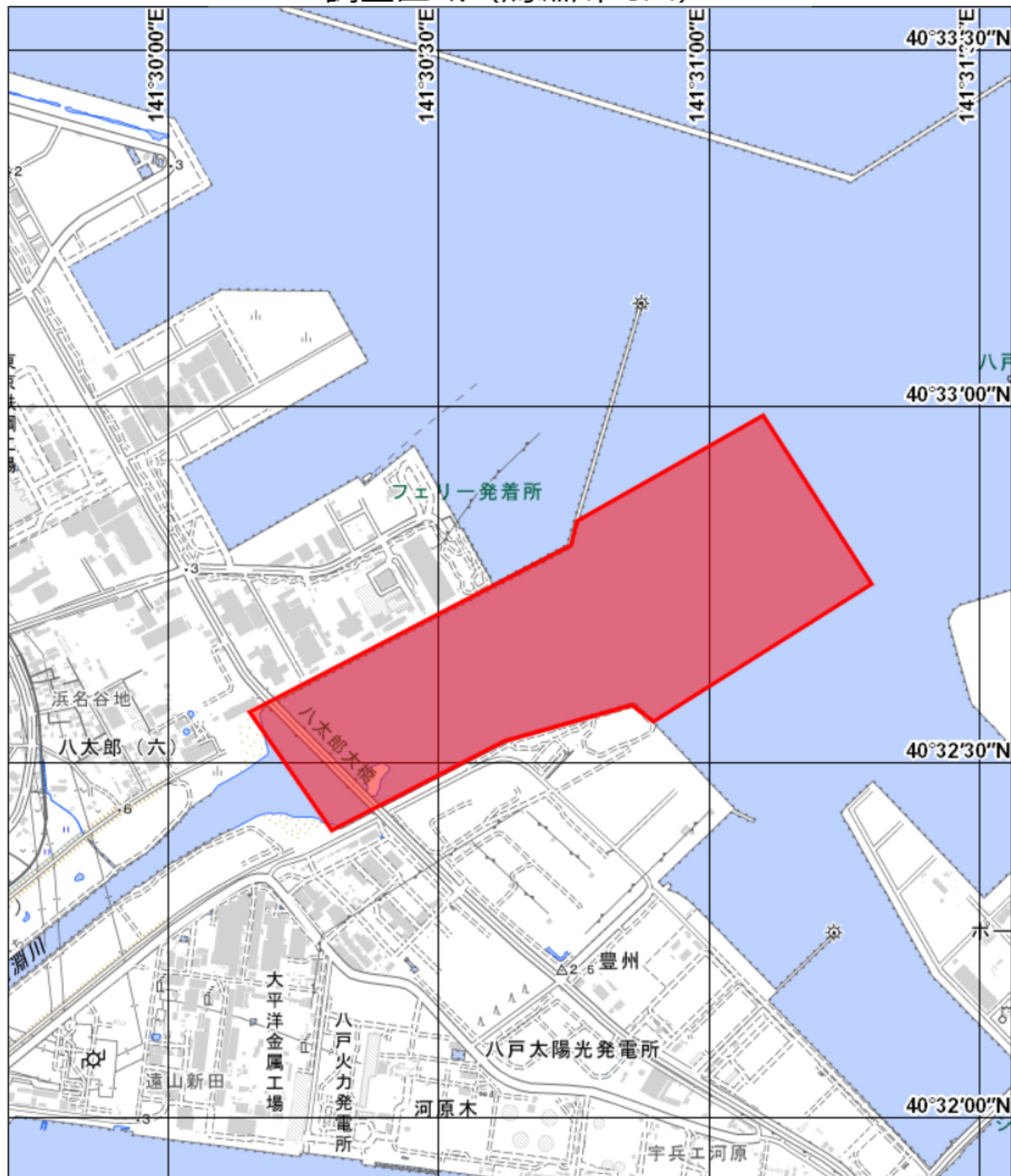
G P S による測位及び音響測深機による測深

4 航行船舶に対する安全措置

イ 測量船は、水路業務法施行規則（昭和 2 5 年運輸省令第 5 5 号）第 6 条に定める標識を掲揚

ロ 二管区水路通報第 3 5 号（令和 5 年 9 月 8 日発行）により周知

調査区域（馬淵川河口）



経緯度線